

二 保安林として指定された目的 水源のかん養  
三 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。  
○農林水産省告示第二千五百四十四号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成十五年十二月十一日

農林水産大臣 亀井 善之  
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大分県竹田市・大野郡緒方町・三重町・直入郡久住町(以上一市三町国有林。次の図に示す部分に限る。)  
二 保安林として指定された目的 公衆の保健  
三 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(二) 次の図及び、次のとおりは、省略し、その関係書類を大分県庁並びに竹田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。  
○農林水産省告示第二千五百四十五号

平成十五年産の米穀について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成七年農林水産省令第十七号)第十条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める期間を次のように定める。  
平成十五年十二月十一日  
農林水産大臣 亀井 善之

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める期間は、平成十五年十二月十二日から十二月十七日までとする。  
○特許庁告示第四号  
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第十五条第七号の規定に基づき、平成十三年特許庁告示第一号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第八号)に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件)及び平成十三年特許庁告示第二号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第八号)に基づき、同規則様式第七の二の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件)の一部を、次のように改正する。  
平成十五年十二月十一日

特許庁長官 今井 康夫  
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第八号)に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件(一部改正)  
第一条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件(平成十三年特許庁告示第一号)の一部を次のように改正する。  
題名中、「第十五条第八号」を、「第十五条第七号」に改める。  
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第八号)に基づき、同規則様式第七の二の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件(一部改正)

第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式第七の二の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件(平成十三年特許庁告示第二号)の一部を次のように改正する。  
題名中、「第十五条第八号」を、「第十五条第七号」に改める。  
本則中「PCT/JP/○○○○/○○○○」を「PCT/JP/○○○○/○○○○」に改める。  
附則  
この告示は、平成十六年一月一日から施行する。

○北海道厚生局告示第七号  
次の表の第一欄に掲げる告示をもって告示された同表の第二欄に掲げる結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づく指定医療機関に係る指定の効力は、指定辞退の申出により平成十五年十一月三十日をもって消滅したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき告示する。  
平成十五年十二月十一日  
北海道厚生局長 加藤 恒生  
告示 所在地  
昭和三十二年二月厚生省告示 国立療養所名寄病院 北海道小川郡名寄町字旭東 二百九十七号  
○東北地方整備局告示第五号  
次の表の第一欄に掲げる告示をもって告示された同表の第二欄に掲げる結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づく指定医療機関に係る指定の効力は、指定辞退の申出により平成十五年十一月三十日をもって消滅したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき告示する。  
平成十五年十二月十一日  
東北地方整備局長 芝池 伸彰  
告示 所在地  
昭和三十二年二月厚生省告示 国立岐阜療養所 東北地方整備局 浜口 達男 二百九十七号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、平成十五年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十五年十二月十一日  
東北地方整備局長 浜口 達男  
路線名 供用開始の期日 平成十五年十二月十一日  
七 青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松一〇四番三から 東北地方整備局及び同局青森支庁藤崎支庁藤崎字三番三まで 同町大字藤崎字三番三まで 森河川国道事務所  
供用開始の期日 平成十五年十二月十一日

### 国会事項

衆議院  
議員辞職  
十二月九日議長は、東海選挙区選出議員近藤ひろしの辞職を許可した。  
答弁書受領  
十二月九日内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員金田誠 提出防衛計画の大綱で定める「独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力」と自衛隊の海外展開との調和に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員枝野幸男 提出簡易生命保険約款及び保険料の算出方法書の変更に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員石井郁子 提出国立大学法人の運営費交付金に関する質問に対する答弁書

### 人事異動

防衛庁  
(中部方面總監部幕僚長) 陸将 補 陸将に昇任させる 矢澤 昌志